

洲本税務署からの

お知らせ

お問い合わせ先

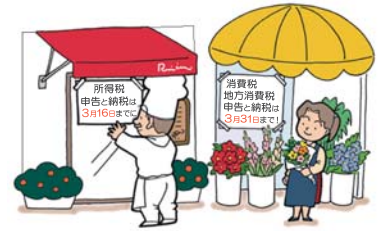
洲本税務署（洲本市山手1丁目1番15号） ☎0799-24-1212(代)

令和元年分の所得税等の確定申告について

所得税等の申告と納付の期限

令和元年分の所得税及び復興特別所得税の申告相談及び提出は、**令和2年2月17日(月)から3月16日(月)まで**です！

※ 還付を受けるための申告書は、2月14日(金)以前でも提出することができます。



令和元年分 申告と納付の期限

税 目	所得税及び復興特別所得税	消費税及び地方消費税 (個人事業者)	贈与税
申告と納付の期限	3月16日(月)	3月31日(火)	3月16日(月)

納税には、便利な「振替納税」又は「QRコードを利用したコンビニ納付」の利用を

所得税及び復興特別所得税と個人事業者の消費税及び地方消費税の納税には、「振替納税」や「QRコードを利用したコンビニ納付」を利用いただけます。

振替納税

以下の振替日に、指定の金融機関の預貯金口座から自動的に引き落とされる制度です。

なお、初めて利用される方は、預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書を作成の上、申告書と併せて3月16日(月)までに提出してください。

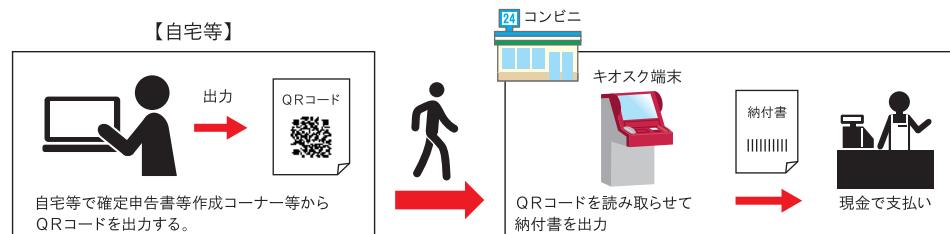
税 目	所得税及び復興特別所得税	消費税及び地方消費税 (個人事業者)
振替日	4月21日(火)	4月23日(木)

QRコードを利用したコンビニ納付

自宅等において納付に必要な情報（氏名や税額など）をいわゆる「QRコード」（PDFファイル）として作成・出力することにより可能となります。

利用可能なコンビニエンスストアについては、国税庁ホームページをご確認ください。

なお、納付できる金額は、QRコード1件につき30万円以下となります。



納付に必要な情報（住所・氏名・納付税目・納付金額等）を入力することで、QRコードを作成できます。下のコードからもアクセスできます。



洲本税務署からの **お知らせ**

申告書の作成はスマホ・パソコン(国税庁ホームページ)で

スマホで申告 令和元年分から

令和2年
1月より

スマホ専用画面がバージョンアップ!

利用できるのは…

収入は

給与所得（複数可）
公的年金等
その他雑所得
一時所得

税額控除は

政党等寄附金等特別控除
災害減免額

全ての所得控除

その他…

予定納税額
本年分で差し引く
繰越損失額など

詳しくは、
国税庁ホームページで！

www.keisan.nta.go.jp

[作成コーナー](#) [検索](#)



申告書の
作成は
こちらから！

作成後は、電子申告(e-Tax)で送信して提出

印刷して郵送等で税務署へ提出することもできます！

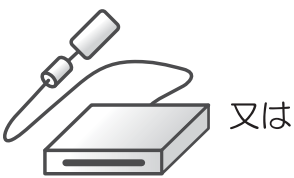
★マイナンバーカードを使って送信

①マイナンバーカード

※取得方法は、マイナンバーカード総合サイトをご確認ください。



②ICカードリーダーライター 又は マイナンバーカード対応のスマートフォン



又は



一部の端末のみ

対象端末の確認は
こちらから↓



★IDとパスワードで送信



ID・PW
が目印

- ・「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行を希望される場合は、**申告されるご本人**が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、**お近くの税務署**にお越しください。
- ・確定申告会場で、既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。
- (注)・ID・パスワード方式は暫定的な対応です。お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。
- ・メッセージボックスの閲覧にはマイナンバーカード等が必要です。

マイナンバーカードでできることって？

マイナンバーカードを利用するなどして、e-Taxで提出すれば**本人確認書類の提示又は写しの添付が不要**です。その他、マイナンバーカードで本人認証すれば、e-Taxのメッセージボックスから申告した内容や税務署からのお知らせなどを確認できます。

■マイナンバーカードの取得方法

郵便・パソコン・スマートフォンなどから申請でき、無料で取得できます。

詳しくは、マイナンバーカード総合サイトをご覧ください。 [マイナンバーカード 取得方法](#) [検索](#)



スマホによる申請
はこちらから！

お問い合わせ先

洲本税務署（洲本市山手1丁目1番15号） ☎0799-24-1212(代)

消費税確定申告について

消費税確定申告書を作成するためには、「区分経理」が必要です。



令和元年10月1日から消費税の軽減税率制度が実施されました。これに伴い、仕入れや経費に軽減税率（8%）対象品目がある場合、消費税確定申告書を作成するためには、仕入れや経費を税率ごとに区分して帳簿に記載する「区分経理」を行う必要があります。

また、消費税の申告で仕入税額控除の適用を受けるためには、原則^(注)として「区分経理」をした帳簿の保存が必要です。

(注)中小事業者の特例については、国税庁ホームページをご覧ください。

帳簿から消費税確定申告書を作成する際のイメージ（経費の例）

帳簿 (経費)	2019年		内容	金額
	月	日		
⋮	8	XX	水道光熱費 (〇市)	△,△△△
			⋮	⋮
⋮	11	XX	会議費※ (〇商店、お茶代)	□,□□□
			会議費 (〇商店、文具代)	○,○○○
⋮	11	XX	接待交際費※ (〇屋、お菓子代)	□,□□□
			⋮	⋮
	2019年合計			◎◎◎,◎◎◎

(旧税率対象) 旧8%対象 ▲▲▲▲▲▲
 ※軽減税率対象品目 8%対象 ■■■■■■
 10%対象 ●●●●●●

消費税確定申告書を作成する際、旧税率8%、軽減税率8%及び標準税率10%を区分して計算する必要があります！



消費税申告書 付表2-2 (令和元年9月30日までの取引分)

	6.3%分	旧税率分小計
課税仕入れに係る 支払対価の額	●●●,●●●	◇◇◇,◇◇◇

消費税申告書 付表2-1 (令和元年10月1日からの取引分)

	6.24%分	7.8%分	合計
課税仕入れに係る 支払対価の額	■●●,■●●	●●●,●●●	◎◎◎,◎◎◎

(注) 1 帳簿及び申告書付表は記載を簡略化しています。
 2 経費に係る取引は、全て課税取引として記載しています。

●消費税確定申告書作成のための準備

消費税確定申告書付表の作成

決算書類（青色申告決算書等）に記載の決算額は税率ごとの区分がありませんので、**決算書類からは消費税確定申告書の作成ができません。**

このため、課税期間内の課税取引を税率ごとに区分できるよう、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)に掲載している「課税取引金額計算表(事業所得用)」(以下「計算表」といいます。)等の様式を用いて整理しておくとう便利です。

(注) 個人事業者の方については、この計算表のほか、「課税売上高計算表」及び「課税仕入高計算表」を国税庁ホームページに掲載していますので、ご利用ください。

なお、「課税取引金額計算表(事業所得用)」については、法人の事業者の方もご利用いただけます。

消費税軽減税率制度



消費税軽減税率制度の各種情報はこちらから！

●「国税庁ホームページ」で消費税の申告書が作成できます

画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成できます。また自動計算されるので計算誤りがありません。なお、区分経理をした帳簿から転記等を行った「課税取引金額計算表」(簡易課税制度の適用がある方は、「課税取引金額計算表」の売上(収入)部分)を記載して準備しておくとう、入力がスムーズです。

●操作が分からない場合は「よくある質問」へ！

確定申告書等作成コーナーの操作に関するご不明な点や困ったことなど、お問い合わせの多い質問を確定申告書等作成コーナー内の「よくある質問」に掲載しています。よくある質問をご覧くださいでも解決しない場合は、お電話で問い合わせることができます。

- ◇「消費税の軽減税率制度」(区分経理の方法など)に関する一般的なお問い合わせ
軽減コールセンター ☎0120-205-553 (通話料金無料)
 受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00 (土日祝日及び12月29日～1月3日を除く。)
- ◇「所得税・消費税の確定申告書等作成コーナー」の操作方法に関するお問い合わせ
e-Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎0570-01-5901 (全国一律市内通話料金)
 受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00 (土日祝日及び12月29日～1月3日を除く。)
- ◇マイナンバーカードの取得や利用に関するお問い合わせ
マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178 (通話料金無料)
 受付時間：月曜日～金曜日 9:30～20:00 / 土日祝日 9:30～17:30 (12月29日～1月3日を除く。)

洲本税務署からの **お知らせ**

申告書の作成に当たって相談が必要な場合は

申告相談を希望される方は、 相談会場をご利用ください!

税務署では、申告相談を行っておりません(作成済みの申告書等の提出、納税、納税証明書の発行及び用紙の交付のみを行います)ので、ご注意ください。

また、相談の際は、税務署から送付される確定申告のお知らせ(はがき又はちらし)、前年分の申告書の控え等をご持参ください。

注：いずれの会場も混雑の状況により早めに相談受付を終了する場合があります。

● 淡路文化史料館

相談
受付
時間

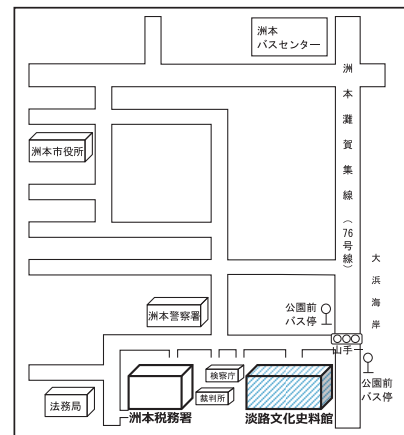
2月17日(月)～3月16日(月)
9時～16時

※土・日・祝日等は開設しておりませんので、ご注意ください。

開設
場所

「淡路文化史料館」

洲本市山手1-1-27
(公園前バス停すぐ・史跡洲本城内)



● 税理士による地区相談会場 (会場には税務署の職員はおりません。)

地区	開設日	場所
淡路市	2月 17日(月)、18日(火)、 19日(水)、25日(火)、 26日(水)、27日(木)	淡路市役所 本庁1号館2階 大会議室 (淡路市生穂新島8番地)
南あわじ市	2月 17日(月)、18日(火)、 21日(金)、25日(火)、 26日(水)、28日(金)	南あわじ市役所 第2別館3階多目的ホール (南あわじ市市善光寺18-27)

- 地区相談会場の相談受付時間は、9時から16時までです。ただし、12時から13時までは税理士による相談は行っていません。
- 地区相談会場では「消費税、相続税、贈与税、土地・建物・株式等の譲渡所得等」の相談は行っていません。



お問い合わせ先

洲本税務署（洲本市山手1丁目1番15号） ☎0799-24-1212(代)

申告に当たっての留意事項

●マイナンバー（個人番号）の記載が必要です！

申告書等には、申告される方のマイナンバーのほか、配偶者の方や扶養親族の方（16歳未満の扶養親族を含む。）、事業専従者の方のマイナンバーの記載が必要です。

また、亡くなられた方の申告書の場合は、相続人の方のマイナンバーの記載が必要です。



●平成31年4月1日以後の申告書の提出の際、源泉徴収票等の添付が不要となりました！

【添付が不要となる主な書類】

- 給与所得、退職所得及び公的年金等の源泉徴収票
- オープン型証券投資信託の収益の分配の支払通知書
- 配当等とみなす金額に関する支払通知書
- 上場株式配当等の支払通知書
- 特定口座年間取引報告書

※ ご注意ください!!

確定申告書には、源泉徴収票等の内容を記載する必要がありますので、確定申告書第二表等に必ず記載してください。

税務署等の相談会場で確定申告書を作成する場合には、源泉徴収票等が必要ですので、忘れずにお持ちください。



●医療費控除の明細書の作成・添付が必要です！

平成29年分の確定申告から医療費控除を申告する際は、領収書の提出に代えて医療費控除の明細書の添付が必要です。

医療費の領収書は、自宅で5年間保存する必要があり、税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。



●個人の方から財産をもらったときは、贈与税の課税対象となります！

●国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書等を印刷して郵送等で税務署に提出することができます！

【提出先】 〒656-8656 洲本市山手1丁目1番15号 洲本税務署



ダイレクト納付のご案内

●簡単・便利なダイレクト納付をご利用ください！

インターネットにアクセスできるパソコンをお持ちの方は、金融機関・税務署の窓口での納付に代えて、国税電子申告・納税システム（e-Tax）及び地方税ポータルシステム（eL-Tax）を利用した電子納税ができます。

特に、ダイレクト納付は、①インターネットバンキングの契約が不要、②電子証明やICカードリーダーが不要、③即時又は納付日を指定して納付が可能、④令和元年10月から地方税共通納税システムが導入され、全地方公共団体へ電子納税が可能、といった簡単・便利な電子納税方式となっておりますので、ぜひご利用ください。

詳しくは、**e-Taxホームページ**（www.e-tax.nta.go.jp）

eL-Taxホームページ（www.eltax.jp/） をご覧ください。

※ eL-Tax（エルタックス）とは、地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。